

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市民・地域・行政等の基本的役割

地域共生社会を実現させていくためには、行政だけでの取り組みでは不十分であり、地域住民との共働が必要となります。また、地域にはさまざまな課題があり、地域の中で活動するボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者等が地域福祉の重要な担い手となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うさまざまな主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら共働して計画を推進していくことが重要となります。

##### ① 市民・当事者の役割

地域福祉推進の主役である市民には、福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

また、当事者およびその家族による関係団体等では、障がい者自身が悩みや心配ごとなどを分かち合い、支え合って社会の偏見や差別をなくすために活動しています。さらに、地域活動支援センターでは、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発活動や障がい者同士の交流、利用者が企画するイベント、利用者同士で悩みを共有・相談し合うピアサポート活動も行っており、障がいをはじめとするさまざまな困難を抱える「当事者」の経験が地域の人びとが互いに支え合う体制づくりの一助となると期待されます。

##### ② 民生児童委員の役割

民生児童委員は、地域の人びとが自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。民生児童委員には「社会福祉に関する活動を行うもの」として、地域福祉の推進に努めることが求められています。また、生活上の課題がありながら福祉サービスの対象とならない人や利用をためらう人への対応、不安や孤独等の心の問題を抱えている人の発見と、それらの人びとを必要なサービス等へつなぐ相談・支援の役割が期待されています。

### ③ 社会福祉協議会の役割

坂出市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、行政と共働して、住民や各種団体等との調整役として大きな役割を果たすことが求められています。

また、地域の重要な課題について、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行い、障がい者福祉施策をはじめとする地域福祉推進を先導していくことが期待されています。

### ④ 社会福祉事業者の役割

障がい福祉サービス等の提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、既存のサービスの充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域住民との交流により、相互の理解を深めることで地域の社会資源として専門性を活かした地域貢献を行うことが期待されています。

### ⑤ 行政の役割

本市の障がい者福祉施策の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自発的な取り組みも重要です。行政は、市民の福祉向上のため、福祉施策を総合的に推進する役割を担っており、地域住民や関係団体等の自発的な取り組みを促進するため、地域の各種団体の役割を踏まえつつ、相互に連携・協力を図りながら計画的かつ効果的な支援を行っていきます。

また、近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択していくためには制度や新規サービスの内容理解を深めていくことが重要であり、市広報や各種パンフレット、ホームページなどさまざまな広報媒体の活用による制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

## (2) 庁内関係各課との連携

---

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、介護、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、ふくし課が中心となり、庁内関係各課との相互連携を図りながら、計画を推進します。

## (3) 関係機関との連携

---

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の関係機関、大学等の研究機関、また、障がい者団体、医師会、歯科医師会、自治会、民生児童委員、婦人会、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、中讃東圏域地域自立支援協議会による地域の関係機関とのネットワークを活用し、計画の実現に向けた協議等を行います。

## 2 計画の点検・評価および改善

本計画については、PDCAサイクルのプロセスに従い、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行います。計画の見直し等については、必要に応じて「坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会」を設置し、全体の総合調整を行います。

点検・評価および改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、中讃東圏域地域自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聞く中で検討を行っていきます。

